

解約払戻金例表 (男性) (単位:円)

保険料払込期間 100歳払済

月払保険料 4,000円

契約年齢	経過年数								
	1年	2年	3年	4年	5年	10年	15年	20年	払込期間満了時
56	3,878	36,684	69,610	95,398	121,024	248,008	355,150	451,734	1,072,596
57	3,888	36,698	69,624	95,150	120,586	246,510	351,290	445,182	1,035,864
58	3,890	36,700	69,526	94,854	120,126	244,760	347,008	438,160	999,332
59	3,896	36,612	69,438	94,608	119,728	242,804	342,462	430,824	963,400
60	3,798	36,512	69,330	94,344	119,276	240,484	337,500	422,938	927,666
61	3,810	36,528	69,348	94,182	118,872	237,982	332,380	414,786	892,732
62	3,810	36,528	69,338	93,926	118,308	235,092	326,840	406,040	857,996
63	3,820	36,540	69,260	93,546	117,560	231,902	321,000	396,870	823,860
64	3,820	36,446	69,152	93,070	116,654	228,454	314,816	387,204	790,124
65	3,726	36,342	69,022	92,510	115,620	224,842	308,354	377,158	756,986
66	3,744	36,364	69,036	92,066	114,686	221,394	301,976	367,204	725,244
67	3,748	36,364	69,014	91,554	113,670	217,828	295,316	356,968	694,104
68	3,744	36,338	68,790	90,822	112,428	213,990	288,212	346,364	663,360
69	3,752	36,168	68,596	90,128	111,244	210,192	281,062	335,922	633,816
70	3,576	35,982	68,378	89,424	110,046	206,274	273,694	325,498	605,070
71	3,580	35,972	68,334	88,886	109,012	202,372	266,288	315,306	577,322
72	3,592	35,978	68,304	88,370	107,992	198,368	258,818	305,356	550,572
73	3,600	35,968	68,024	87,588	106,686	193,922	250,986	295,322	524,220
74	3,616	35,734	67,750	86,798	105,350	189,342	243,216	285,680	498,868
75	3,362	35,454	67,404	85,900	103,856	184,486	235,378	276,368	474,114
76	3,380	35,458	67,348	85,256	102,592	179,834	228,030	268,032	450,758
77	3,388	35,436	67,244	84,532	101,220	175,076	220,848	260,308	428,200
78	3,408	35,436	66,904	83,556	99,586	170,168	213,820	253,344	406,440
79	3,420	35,124	66,470	82,464	97,812	165,278	207,106	248,754	385,480
80	3,108	34,740	65,922	81,236	95,898	160,458	200,860	248,754	365,318

※経過年数とは、保険の契約日から起算した年数をいいます。
 ※保険料払込期間中に契約を解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%としています。
 ※多くの場合、解約払戻金は既払込保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約しますと、解約払戻金は全く無いか、有ってもごくわずかです。
 解約払戻金の額はご契約年齢、性別、経過年数等により異なります。

解約払戻金例表 (女性) (単位:円)

保険料払込期間 100歳払済

月払保険料 4,000円

契約年齢	経過年数								
	1年	2年	3年	4年	5年	10年	15年	20年	払込期間満了時
56	4,294	37,540	70,936	99,758	128,598	273,070	400,888	522,690	1,349,640
57	4,294	37,538	70,928	99,636	128,384	272,042	398,294	517,968	1,306,624
58	4,294	37,536	70,886	99,500	128,150	270,856	395,390	512,884	1,264,006
59	4,286	37,478	70,814	99,326	127,854	269,420	392,072	507,214	1,221,388
60	4,242	37,430	70,762	99,156	127,520	267,832	388,522	501,108	1,179,368
61	4,234	37,410	70,728	98,954	127,114	266,012	384,648	494,340	1,137,546
62	4,234	37,406	70,716	98,750	126,688	264,066	380,638	487,114	1,096,522
63	4,220	37,380	70,592	98,394	126,082	261,748	376,154	479,030	1,055,496
64	4,220	37,296	70,502	98,066	125,494	259,372	371,534	470,556	1,015,466
65	4,128	37,190	70,376	97,672	124,798	256,748	366,406	461,328	975,636
66	4,120	37,168	70,338	97,336	124,128	254,098	360,956	451,654	936,604
67	4,116	37,156	70,310	96,982	123,414	251,380	355,112	441,544	898,366
68	4,108	37,134	70,132	96,444	122,486	248,384	348,644	430,814	860,528
69	4,096	36,964	69,936	95,856	121,502	245,192	341,680	419,672	823,286
70	3,950	36,808	69,760	95,296	120,554	241,852	334,388	408,390	787,042
71	3,950	36,798	69,732	94,884	119,754	238,372	326,834	397,078	751,792
72	3,950	36,792	69,704	94,474	118,948	234,558	318,894	385,670	717,340
73	3,946	36,776	69,498	93,870	117,902	230,166	310,374	374,006	683,284
74	3,936	36,574	69,266	93,194	116,712	225,324	301,484	362,384	649,828
75	3,758	36,384	69,046	92,470	115,392	220,184	292,476	351,262	617,366
76	3,764	36,380	69,010	91,846	114,094	214,944	283,600	341,128	586,100
77	3,768	36,370	68,960	91,128	112,648	209,500	274,794	332,326	555,828
78	3,772	36,356	68,678	90,122	110,884	203,752	266,016	325,620	526,354
79	3,764	36,084	68,336	89,022	108,996	197,948	257,588	323,094	497,876
80	3,524	35,816	67,994	87,906	107,090	192,318	249,944	470,792	470,792

※経過年数とは、保険の契約日から起算した年数をいいます。
 ※保険料払込期間中に契約を解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%としています。
 ※多くの場合、解約払戻金は既払込保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約しますと、解約払戻金は全く無いか、有ってもごくわずかです。
 解約払戻金の額はご契約年齢、性別、経過年数等により異なります。

みどりの 終身100Ⅱ

一生涯
保障

無選択

医師の診査や告知書の提出不要

保険料払込期間 100歳払済

月払保険料 4,000円

契約年齢 満56歳～満80歳

100歳までのお支払いで、
「もしものとき」の費用を
一生涯保障。



健康状態にかかわらずお申し込みいただける 一生涯保障の保険です。

無選択

保険料
払込期間
100歳払済

月払保険料
4,000円

契約概要

この「契約概要」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご理解・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

保障内容について

保険金をお支払いする場合(支払事由)

保険金・給付金名称	保険金・給付金をお支払いする場合(支払事由)
災害死亡保険金	被保険者が契約日から起算して3年以内に次のいずれかに該当して死亡されたとき。 ①責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき。 ②責任開始時以後に発病した所定の感染症を直接の原因として、死亡されたとき。
死亡保険金	被保険者が契約日から起算して3年経過後に死亡されたとき。
死亡給付金	被保険者が契約日から起算して3年以内に災害死亡保険金の支払事由以外の事由により死亡されたとき。

※「責任開始時」とは、申し込まれた契約の保障が開始される時期をいい、その責任開始の属する日を「責任開始日(責任開始の日)」といいます。またこの保険では、「責任開始日(責任開始の日)」の属する月の翌月1日を「契約日」としております。保険金・給付金をお支払いできない場合(免責事由)については「注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」等でご確認ください。

商品名称・保険期間・契約年齢などについて

名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢
無選択型終身保険(低解約払戻金型)	終身	100歳払済	満56歳～満80歳

責任開始時について

お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社がお引き受けを承諾した場合、第1回保険料のお払い込みが完了したときから、当社は保険契約上の責任を開始します。



保険料の払込方法と保険契約の失効について

- 保険料のお払い込みは口座振替となります。
- 第2回目以降の保険料については、払込期月の前月内にお払い込みください。なお、払込期月内にお払い込みの都合がつかない場合のために、猶予期間を設けています。
- 払込猶予期間内にお払い込みがない場合、保険契約は効力を失います。(失効)



特約と配当金について

特約・配当金は有りません。

解約と払戻金について

- 保険料払込期間中に契約を解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%としています。
- 多くの場合、解約払戻金は既払込保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約しますと、解約払戻金は全く無いか、有ってもごくわずかです。解約払戻金の額はご契約年齢、性別、経過年数等により異なります。

ご契約の際には、「注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

「注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。「注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」記載事項の例 ●お申し込みの撤回について(クーリング・オフ制度) ●保険金をお支払いできない場合について ●解約と解約払戻金について ●各種変更手続き等について

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権は有りません。従いまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

お取り扱い(募集代理店)

商品等のお問い合わせは下記の募集代理店までご連絡ください。

(引)受生命保険会社 **みどり生命保険株式会社**

〒114-8595 東京都北区王子6-3-43 ホームページ <http://www.midori-life.com/>

生命保険のお手続きやご契約に関する照会先 **0120-566-322**

お客さまサービスセンター(9:00～17:00 土日・祝日・年末年始を除く)

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。 GY-115-06(17.05)

こんなお悩みはありませんか?

持病の有るけど大丈夫?

保障はいつまで続くの?

もしものとき、残された家族に負担をかけたくない。

ポイント 1

持病や入院・手術の経験がある方もお申し込みいただけます!

今まで健康状態が理由で加入をあきらめていた方でも満56歳から満80歳までの方ならお申し込みいただけます。



ポイント 2

告知書や医師の診査は*いりません*。

告知書の記入や医師の診査を受けていただく必要は無いので、手続きはとても簡単です。告知義務違反による解除の制度は有りません。



ポイント 3

一生涯にわたって*保障が継続!*

万が一の保障が一生涯(終身)続くので、安心です。



ポイント 4

*お手頃な保険料で保障を確保*できる。

保険料払込期間中の解約払戻金を低く抑えることで、その分保険料を割安にしています。しかも、保険料は払込満了(100歳)まで変わりません。



ポイント 5

かけ捨てではありません。

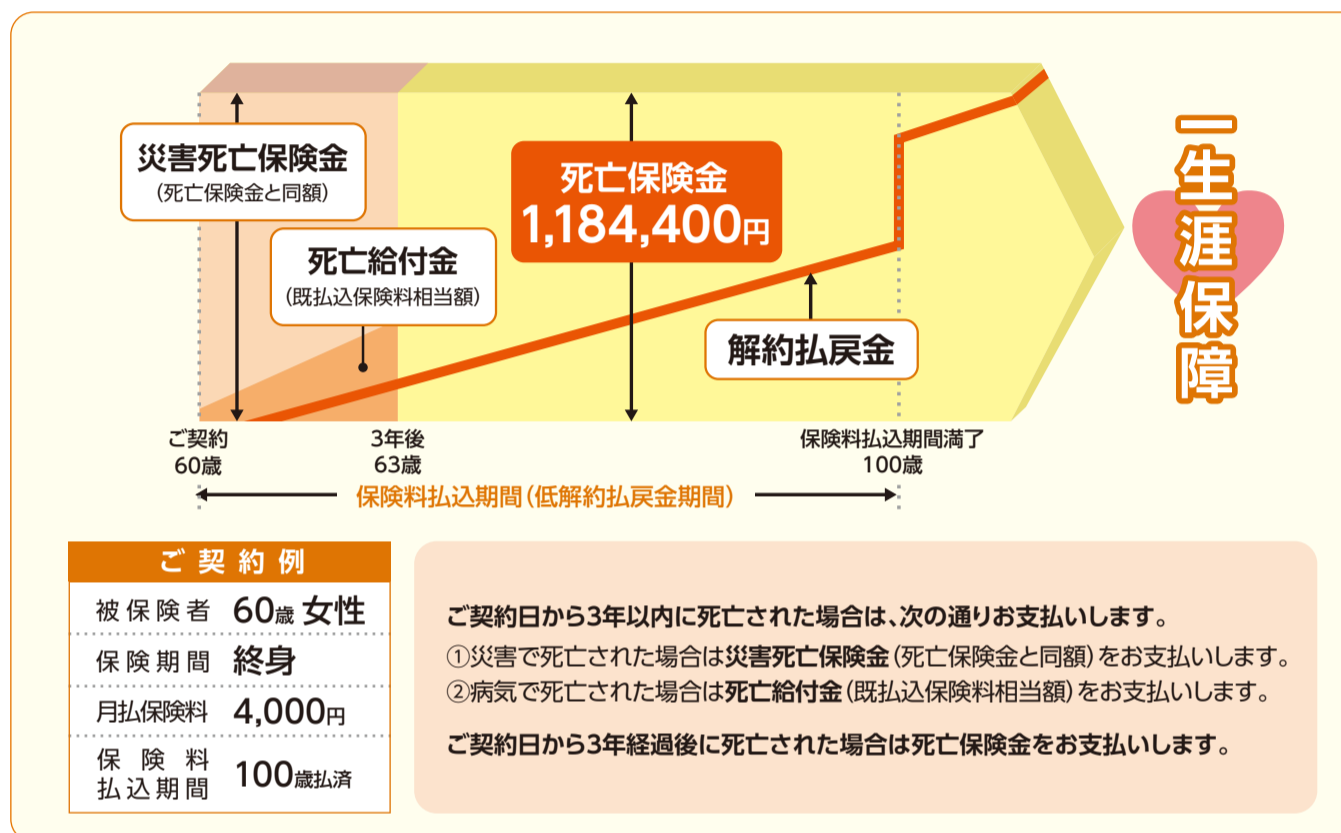
途中で解約したときは解約払戻金をお支払いします。ただし、ご契約後短期間で解約した場合は、解約払戻金は全く無いか、有ってもごくわずかです。



ポイント 6

交通事故などの不慮の事故で*万が一*のときは、*災害死亡保険金をお支払い!*

契約日から3年以内に病気で死亡された場合は死亡給付金として、既払込保険料相当額をお支払いしますが、不慮の事故や所定の感染症を原因として死亡された場合は3年以内でも死亡保険金と同額の災害死亡保険金をお支払いします。



ご契約例

被保険者	60歳 女性
保険期間	終身
月払保険料	4,000円
保険料払込期間	100歳払済

- ご契約日から3年以内に死亡された場合は、次の通りお支払いします。
- ①災害で死亡された場合は災害死亡保険金(死亡保険金と同額)をお支払いします。
 - ②病気で死亡された場合は死亡給付金(既払込保険料相当額)をお支払いします。

ご契約日から3年経過後に死亡された場合は死亡保険金をお支払いします。

死亡保険金額例表(男性)

契約年齢	保険金額	契約年齢	保険金額
56	107.46	69	63.50
57	103.78	70	60.62
58	100.12	71	57.84
59	96.52	72	55.16
60	92.94	73	52.52
61	89.44	74	49.98
62	85.96	75	47.50
63	82.54	76	45.16
64	79.16	77	42.90
65	75.84	78	40.72
66	72.66	79	38.62
67	69.54	80	36.60
68	66.46		

死亡保険金額例表(女性)

契約年齢	保険金額	契約年齢	保険金額
56	135.54	69	82.68
57	131.22	70	79.04
58	126.94	71	75.50
59	122.66	72	72.04
60	118.44	73	68.62
61	114.24	74	65.26
62	110.12	75	62.00
63	106.00	76	58.86
64	101.98	77	55.82
65	97.98	78	52.86
66	94.06	79	50.00
67	90.22	80	47.28
68	86.42		

※ご契約日からの経過期間によっては、累計払込保険料がお受け取りいただく保険金額を上回ることがあります。